

「島本町障害者グループホーム開設支援事業補助金」の案内

島本町では、町内での障害者グループホームの設置促進を図るため、平成 26 年度から、開設費用の補助制度を創設しています。

< 制度の概要 >

補助金名	島本町障害者グループホーム開設支援事業補助金	
目的	町内での障害者グループホームの設置を促進するため、グループホーム開設に係る費用(改修費・建設費・購入費・設備費・備品購入費)の一部を補助し、もって障害者の自立と地域生活を支援する。	
補助対象団体	※次の全ての要件を満たす法人 ① 町内で障害者グループホームを新設または増設する法人 (サテライト型住居の増設も対象) ② 開設するグループホームの入居定員の <u>1/2 以上</u> が島本町の支給決定者 (例) 4人定員の場合は2人以上、5人定員の場合は3人以上 ③ 年度内に当該補助を受けていないこと(1法人につき補助は年度に1回) ④ 事業実施年度中に事業が完了すること	
補助対象経費	※グループホームの開設に要する次に掲げる費用のうち、町長が適当と認めた経費 (ただし、国その他の団体からの助成金等の収入は控除する)	
	①改修費	既存の建物の改修又は増築に要する費用 ● バリアフリー化 (手すり設置、床段差解消、扉取り替え、エレベーター設置) ● 衛生・安全面の確保 (浴室・トイレ改修、調理設備改修、柵設置) ● プライバシーの確保 (間仕切り、防音) ● 定員確保 (間仕切り、増築等による居室の分割・増加) など
	②建設・購入費	建物の新築又は購入に要する費用
	③設備費	● 入居者の共同生活に必要な共用設備 ● 安全確保(防災・緊急時・バリアフリー)に必要な設備 (移動用リフト、誘導灯、避難器具、調理IH化、スプリンクラー、火災報知設備など)
	④備品購入費	● 入居者の共同生活に必要な共用備品 (共有スペースの電子レンジ、炊飯器、食器洗浄機、冷蔵庫、掃除機、洗たく機、乾燥機、エアコン、テーブル、イス、ソファ、食器棚、TVなど) ※ <u>照明器具、防災製品のカーペット・カーテンは全部屋対象</u> ● 安全確保(防災・緊急時・バリアフリー)に必要な備品 (消火器、緊急通報装置、スロープ など)
	⑤借上初期費用	● 建物の借上げに要する初期費用 (保証金、敷金、礼金など) ※退去時に貸主から返還される費用を除く
	【補助対象外経費】 次の経費は補助対象外とします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 土地の購入・賃借・整地(造成)に要する費用 ● マンション等の共同住宅の共有部分の改修費用 など 	

補助金額	<p>「対象経費」(国庫補助金等を控除)と「補助基準に基づき算定した額」(下記参照)のうち、低い方の金額(千円未満の端数切捨て)</p> <p>基準額50万円×入居者数(町支給決定者)×補助率 4/5 (補助上限額200万円)</p> <p>例) 4人定員のGHを設置する場合… 50万円×4人×補助率 4/5 = 160万円</p> <p>例) 5人定員のGHを設置する場合… 50万円×5人×補助率 4/5 = 200万円</p>
------	--

＜手続きの流れ＞

① 事前協議	<p>グループホームの計画段階で、参考資料を添えて、福祉推進課に相談(協議)</p> <p>※予算確保の都合上、計画・検討段階から、なるべく早めにご相談ください。</p>
② 交付申請	<p>事業計画書・予算書などを添えて福祉推進課に申請</p> <p>※申請時期は、府との事前協議がほぼ終了し、事業内容が固まった時点となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 障害者グループホーム開設支援事業補助金交付申請書 (様式第1号) <input type="checkbox"/> 事業計画書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 収支予算書 (様式第3号) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約書(案)の写し(工事・物件売買・借上げ) <input type="checkbox"/> 見積書の写し(工事・物件売買・設備・備品) <input type="checkbox"/> 改修工事の承諾書(借り上げた建物を改修する場合) <input type="checkbox"/> グループホームの位置図、建物の図面、工事予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> 備品・設備等の内容が分かるパンフレット等の資料 <input type="checkbox"/> 法人の定款及び登記事項証明書の写し、法人の役員名簿 <input type="checkbox"/> グループホームの入居予定者名簿 <input type="checkbox"/> グループホームの指定申請(協議)書類の写し <input type="checkbox"/> グループホームの運営規程・重要事項説明書・利用契約書(案)
③ 交付決定	<p>町で審査のうえ、補助金交付の可否、補助金額を決定して法人に通知</p> <p>⇒ 「補助金交付(不交付)決定通知書」により通知</p>
※事業の変更・中止の場合	<p>交付決定後に対象事業を変更または中止するときは、福祉推進課に届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助事業変更(中止)承認申請書 (様式第5号) <input type="checkbox"/> 事業計画書 (様式第2号) ※変更の場合 <input type="checkbox"/> 収支予算書 (様式第3号) ※変更の場合 <input type="checkbox"/> その他変更内容がわかる資料(図面、写真、名簿など) ※変更の場合 <p>⇒ 「補助事業変更(中止)承認(不承認)決定通知書」により通知</p>
④ 実績報告	<p>事業の完了後、実績報告書・決算書などを福祉推進課に提出</p> <p>※「事業完了日」は、開設日ではなく、整備工事等が終了し、事業所指定もおりた状態を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 障害者グループホーム開設支援事業補助金実績報告書 (様式第7号) <input type="checkbox"/> 事業報告書 (様式第8号) <input type="checkbox"/> 収支決算書 (様式第9号) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約書の写し(工事・物件売買・借上げ) <input type="checkbox"/> 請求書・領収書の写し(工事・物件売買・借上げ・備品・設備) <input type="checkbox"/> 建物の図面、工事箇所の施工後の写真、設置した設備・備品の写真 <input type="checkbox"/> グループホームの入居者名簿、グループホームの指定書の写し <input type="checkbox"/> グループホームの運営規程・重要事項説明書・利用契約書 <p>※補助事業に関する領収書・帳簿等については、5年間の保存が必要です。</p>
⑤ 補助金確定	<p>町で審査のうえ、補助金額を確定して法人に通知 ⇒ 「補助金確定通知書」により通知</p>
⑥ 補助金交付	<p>確定通知を受けた法人は、補助金を町に請求し、交付(振込)を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 障害者グループホーム開設支援事業補助金交付請求書 (様式第11号)

【問合せ】 島本町福祉推進課 (TEL075-962-7460・fax075-962-5652)